

佐賀県東部工業用水道規程第1号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月19日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（休日及び休暇の取扱い） 第13条 略</p>	<p>（休日及び休暇の取扱い） 第13条 略 <u>（部分休業）</u> <u>第13条の2 職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（次項において「部分休業」という。）を承認することができる。</u> <u>2 部分休業の取扱いについては、佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）及び佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の例による。</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。